

国営関係部会2011春季生活闘争の取組み

【はじめに】

菅総理は、第176臨時国会の所信表明演説において、経済成長、財政健全化、社会保障改革、地域主権改革の推進、主体的な外交の展開、という五つの課題を提起しました。具体的には、経済対策について、経済を回すのは雇用と位置付け、急激な円高・デフレ状況に対する緊急的な対応を「第一段階」、補正予算の編成を「第二段階」、来年度予算編成と税制改正を「第三段階」とする三段構えの対応を提起しました。

また、財政運営戦略について、2015年度までに基礎的財政収支の赤字を対GDP比で今年度の半分にし、2020年度までに黒字化を達成することも表明しました。

しかし、円高と為替介入の限界、尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件をきっかけに緊張した日中関係とビデオ映像の流出、北方領土問題が改めてクローズアップされた日露関係、普天間問題を抱えながらの日米関係、TPP（環太平洋経済連携協定）への対応、閣僚の失言や問責決議の採択等により内閣支持率は急落しています。

政権交代から1年4ヵ月、そして衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」の再現等、複雑かつ困難な政治情勢のもと、民主党を中心とする政権への対応と関係について、公務労協の意思統一に基づき対策を進めてきましたが、十分な成果を上げるまでには至っていません。

国内における雇用状況は、2010年11月の有効求人倍率は0.57倍で、7ヵ月連続の改善となり、また、同月の完全失業率は前月と同率の5.1%となりました。

2011年春卒業予定者の就職内定率は、大卒で68.8%（12月1日時点）、高卒で70.6%（11月末時点）となり、とくに大卒は「就職氷河期」といわれた03年を下回る調査開始以来最低の水準に至っており、菅政権が掲げる雇用の回復・充実とは逆行した深刻な雇用情勢となっています。

2010年10月末に開催された特別会計に係わる仕分けは、全ての特別会計の見直し方向が示されました。また、11月26日に開催された第14回行政刷新会議において、政府は、これまでの民主党及び政府との協議経過を踏まえ、一方的に、「各独立行政法人について講ずべき措置」を提起し、12月7日、「各独立行政法人について講ずべき措置」を含めた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定しました。

特に、雇用問題については、「独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する」という抽象的表現にとどまっています。公務労協は、独立行政法人の見直しについては、2001年4月の制度発足と以降の経過を踏まえ、そして政府関連公益法人についても、法人廃止ありきではなく、国民のニーズに基づく十全な事務・事業の検証と見直し、そして政府の責任による雇用問題への対処が不可欠であることを

基本に対応していくこととしました。

2011年度政府予算は、総額92.4兆円としているものの、歳入で国債発行が税収を上回り、歳出では地方交付金・公共事業予算は前年度を下回り、社会保障費関係は5%以上の伸びとなっていますが、景気回復・雇用拡大に結びつく状況までには至っていません。

公務労協は、「国民の暮らしや生活に蔓延する「閉塞感」を打破するとともに、日本経済をデフレ循環から脱却させ、活力ある社会への転換、「働くことを軸とする安心社会」をめざす連合の取組み」に結集し、国家公務員の労働基本権の確立と同時に働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造と、それを支える公共サービスの実現に向け取組みを進めることとしています。

国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針に基づき、関係組合が連携をはかり要求の実現に向け取組みを進めます。

I. 国営関係部会2011春季生活闘争賃金要求の考え方

1. 連合は、2011春季生活闘争に臨む基本的な考え方について

- (1) 「すべての労働者の処遇改善」にむけた2年目の闘いと位置付け、労働条件の復元・格差是正の観点から、適正な成果配分を追求する闘争を展開するとともに、運動の社会性を追求する。
- (2) すべての組合がすべての労働者を視野に入れ、要求を起し、配分の歪みを是正、労働条件の底上げを実現する。
- (3) この間低下してきた賃金・労働時間、現場力などの復元をはかり、デフレ循環からの脱却・消費の回復によって、活力ある社会への転換、日本経済の展望を切り拓く。
- (4) 経営者団体ごとに直面する課題の共有化のための労使協議を進め、労使合意が得られた内容については政府を含めた社会的合意形成を図るとともに、国民生活や産業政策観点からの施策展開を求めていく。
- (5) 社会的キャンペーンなどの展開によって、非正規労働者の取組みや配分追求の重要性について、広く社会へ反映させていく。
としています。

そして、5つの共闘連絡会議を中心に、重層的な共闘態勢を構築し、総掛かり体制での取組みを積み重ねるとともに、パート共闘を軸に、「非正規共闘」を新たに設置し、さらに「運動の両輪」として政策制度の取組みを推進することで、勤労者全体の雇用・生活条件の課題解決をはかることを提起しています。

2. 公務労協は、連合に結集しすべての労働者の労働条件の改善に向け、以下の取組みを進めていくこととしています。

- (1) 人件費削減措置に対する取組みの強化と公務員給与の社会的合意再構築に全力をあげるとし、2010年人勧取扱い方針の閣議決定で言及された「人件費を削減するため

の措置の検討」については、自律的労使関係制度の法的措置と、合意を前提とした上で交渉・協議に臨む。

なお、2011春季生活闘争の賃金要求については、「公務・公共部門労働者の賃金を維持し、改善すること」とし、政府(当局)・人事院にその実現を求める。

(2) 非常勤職員の雇用確保と処遇改善については、①時間給40円以上の引上げ、②雇用の安定的確保等について、連合や地方連合会などが提起する格差是正・底上げなどの取組みを全力で進める。

(3) 65歳までの段階的定年延長を中心とした新たな高齢雇用施策の実現については、2011年の取組みの重要課題として位置づけ、全力で取り組む。

なお、政府に対しても、段階的定年延長を公務員制度改革の重要課題として位置付け、人事院の「意見の申出」に基づく法改正に直ちに着手し、関係法案の早期国会提出に向け、われわれと十分交渉・協議、合意することを求める。

(4) 労働時間の短縮、休暇、休業制度の拡充を雇用創出・多様就労型ワークシェアリングやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた課題として位置づけ、年間総労働時間1800時間の実現などの取組みを進める。

(5) 退職手当については、2011年度に民間企業の退職金調査とそれに基づく見直しが予想されることから、総務省に対し十分な交渉・協議を行い、合意に基づいて作業を行うよう求める。

3. 国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針及びこれまで確認してきている「統一要求を組織し、団体交渉による自主解決を基本とする」との考え方にに基づき、以下の内容の取組みを展開していくこととします。

(1) 国営関係労働者の「賃金を維持し、改善する」こと。

なお、それぞれの組合において取組みを進めてきている格差問題等についても、引き続き取り組む。

(2) 非常勤職員の雇用の確保とその処遇改善をはかること。

(3) 時間外割増率を引き上げること。

(4) 年間総労働時間1800時間の実現、各種休暇の拡大などの取組みを進める。

(5) 65歳までの段階的な定年延長を中心とする新たな高齢雇用施策の確立の取組みを進める。

以上を基本に、国営関係部会の総合的労働条件改善の取組みを展開することとします。

なお、具体的な要求については、企画調整会議において調整し、2月下旬までに決定することとし、3月上旬までには各当局に対し要求書を提出します。

また、国営関係部会における闘いをより強化・発展させるため、2月14日には「2011春季生活闘争対話集会」を開催します。

Ⅱ. 2011 春季生活闘争総合的労働条件の取組みについて

日本経済を取り巻く情勢は、緩やかな景気回復基調にあるものの、円高の長期化や海外経済の減速懸念等、先行き不透明感が強く、また、国内物価の下落が続くなど、依然としてデフレ経済下にあり、企業業績も総じて改善に向かいつつありますが、産業・企業によってバラツキが大きい状況となっています。

一方、労働者の雇用・生活は、一段と厳しさが増えています。賃金、収入は、現金給与総額を1997年と2009年で比較すると、5.1%減となっており、家計調査による比較では、実収入は12.9%減、可処分所得も13.9%減少し、消費支出は10.8%の減少となっています。また、雇用情勢も失業率は5%超と高止まりを続けているなど、労働者を取り巻く状況は悪化しています。

連合は、2011春季生活闘争を展開するにあたり、低下を続ける賃金を速やかにピーク時の水準まで復元し、企業部門から家計部門への所得移転をはかると同時に、この間最も犠牲になってきた非正規労働者の雇用と生活を向上させなければならないとしています。

そして、すべての組合が取り組む課題を、①賃金カーブ維持分の確保、②非正規労働者を含めた全労働者を対象とした賃金をはじめとする待遇改善、③企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ、④産業実態をふまえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げ、等の四つの項目を設定し、労働組合運動の求心力を高めるとともに、交渉結果の社会的波及をめざすとの2011春季生活闘争方針を決定しました。

公務労協は、人件費削減措置に対する取組み強化と、公務員給与の社会的合意再構築に全力をあげるとし、2010人事院勧告取扱い方針の閣議決定で言及された「人件費を削減するための措置の検討」については、自律的労使関係制度の法的措置と、削減の必要性を含め、合意を前提とした上で交渉・協議に臨む、としています。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する格差是正、底上げなどの取組みを全力で進めるとしています。

国営関係部会は、連合、公務労協と一体となった取組みを進めるとともに、国営関係労働者の生活・労働条件の改善に向け、自主交渉・自主決着を基本とした「賃金の維持・改善」をはじめとする総合的労働条件改善要求を提出し、取組みを強化していくこととします。

【2011春季生活闘争総合的労働条件改善要求】

1. 賃金水準、一時金の改善について

- (1) 国営関係労働者の賃金を維持し、改善すること。
- (2) 一時金及び諸手当の改善を図ること。
- (3) 「均等待遇」の原則に基づき臨時・非常勤職員の処遇改善を図ること。時間給を40円以上引き上げること。

2. 労働時間短縮等労働諸条件の改善について

- (1) 年間総労働時間1800時間達成に向け、労働時間短縮の施策を実施すること。
- (2) 不払い残業を撲滅するため、超過勤務に係る勤務時間管理を徹底すること。
- (3) 時間外労働の削減のため、超過勤務の上限規制を原則として年間150時間に設定すること。
- (4) 超過勤務手当の支給割合を、月45時間以下100分の130以上、月45時間超100分の150以上、休日（週休日及び国民の祝日等）については100分の150以上に引き上げること。
- (5) 年次有給休暇の完全取得を促進すること。
- (6) 特別休暇を拡大すること。
 - ① 夏期休暇を5日間に延長すること。
 - ② リフレッシュ休暇を新設すること。
 - ③ 産前産後休暇の期間を延長すること。
- (7) 育児休業制度の内容を充実すること。
- (8) 介護休業制度の内容を充実すること。
- (9) 非常勤職員への育児休業・介護休暇については、早期に適用すること。

3. 公務・公共部門における男女平等促進について

公務公共部門における男女共同参画促進に向け、新たな女性の採用・登用拡大の指針に基づく取組みを進めるとともに、取得率の数値目標等を明確にした育児休業の男性取得促進、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。

4. 高齢雇用施策について

65歳までの段階的定年延長を中心とする高齢雇用施策を、早期に実施すること。

5. その他の事項について

- (1) 福利厚生施策を拡充するとともに、宿舍等を改善すること。
- (2) 労働安全の徹底及び健康管理の充実を図ること。

Ⅲ. 行政改革等に係わる取組みについて

1. 2011年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの取組み

小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加は、もともと市場経済がつくり出したことであり、市場に任せていても解決は期待できません。また、2008年秋以降の世界的な経済危機により明らかになった雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さに対しては、現物(サービス)給付の重視を前提とした公共サービスの再構築が不可欠であります。

国営関係部会は、2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」

について、2011年春季生活闘争以降、公共サービス基本条例の制定の取組みに重点を置いた活動の具体化に向け、公務労協として進める取組みに積極的に参加します。

2. 政策制度要求の実現に向けた取組み

連合及び公務労協が進める①デフレ脱却・消費回復に資する経済対策、②労働者派遣法改正案の早期成立、③中期的な視点に立った最低賃金引き上げの実現、④求職者支援制度(トランポリン型の「第2のセーフティネット」)の確立、⑤有期労働契約の労働者保護のルールについての法整備、⑥公正な取引関係の実現、⑦税制改革、⑧労働基本権の回復など民主的な公務員制度の確立等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進めます。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

労働基本権については、1947年に国家公務員法が制定され、1948年に政令201号により争議権が全面禁止、同年の国公法改正により国家公務員について労働三法の適用を除外、これ以降、交渉権における現業と非現業の適用関係の相違はあるものの、1950年に制定された地方公務員法を含め、制約状況が60年余にわたり継続されてきています。

一方、政治的環境が整ったといえる民主党を中心とする政権発足以降の経過を踏まえ、政府が2010年11月1日、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」の閣議決定において、「国家公務員の給与改定については、次期通常国会に、自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた給与改定の実現を図る」との立場を明らかにしたことに対し、第177通常国会期を焦点として、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と、民主的公務員制度改革の実現に係る法制度措置の実現をはかることとします。

特に、国営関係部会の各組合には協約締結権が付与されており、これまでの労使の経過を踏まえた対策を進めます。

4. 独立行政法人の見直し

(1) 雇用と労働条件に影響を与える政策・予算・制度の具体化、また見直し等は、すべて労使交渉事項であるとの立場から、行政刷新会議等をはじめとする行政改革、独立行政法人及び政府関係公益法人改革等への対応を、連合との連携のもとで進めます。

独立行政法人及び政府関係公益法人の見直しに対しては、引き続き、「行政刷新会議対策委員会」を中心として、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした取組みを強化します。

(2) 全印刷・全造幣に係わる問題については、当該組合の基本要件(①組織形態は国の特別な機関又は実施庁、②現行事業の一体承継で国の機関に移行、③独立した事業会計制度)の実現に向けて取組みを進めます。

5. 特別会計の見直し等に対する取組み

- (1) 特別会計の見直しについては、歳出の9割超が義務的な支出に充てられていることを踏まえ、個々の事務・事業、資金等について、国民生活の安心・安全の確保を前提として、「廃止ありき」の検討を排除するとともに、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等、国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置するよう、取組みを進めます。
- (2) 国有林野事業については、その使命と役割が発揮されるとともに、一般会計化に向け対策を進めます。

6. 郵政改革関連法案等に係わる取組み

先の臨時国会で、郵政改革関連法案については審議が行われず継続扱いとなったため、次期通常国会における成立をめざし取り組みます。

なお、国営関係部会は、J P 労組と十分連携をはかり、取組みを進めます。

7. 地域主権改革、国の出先機関の見直し等に対する取組み

政府は12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を地域主権戦略会議における議論を経て、閣議決定を行いました。

今後は、法整備や出先機関にかかる事務・権限の移譲などの検討・具体化に向け2012年通常国会に法案提出し、2014年度中にその具体化を目指すこととしています。

国の出先機関の見直しについては、総人件費削減の手段としての改革を排除し、政府の責任に基づく当該職員の雇用と労働条件の確保を前提に、引き続き「地方分権改革対策委員会」において対策を進めます。

なお、国営関係部会に係わる国有林野事業の取り扱いについては、当該組合の意向が反映されるよう取り組みます。

IV. 国営関係部会各構成組織における取組み状況について

[林野事業]

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、蓄積された森林資源が戦後ピークに達しようとしている中で木材自給率が20%台となっており、国産材利用促進に基づく振興や山村振興対策など、課題が山積しています。

地球温暖化防止対策に向けては、平成19年度から6年間で毎年55万ha、計330万haの森林整備を行う必要があるとしていますが、予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要となっています。

一昨年12月には、緊急雇用対策に森林・林業再生の推進がもられ、森林・林業を基軸

とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献等を理念に、10年後の木材自給率50%以上等とする「森林・林業再生プラン」が作成され、昨年11月、森林・林業に関する施策、制度、体制について抜本的見直しを行い、新たな森林・林業政策を構築することが必要との最終とりまとめがされ、今後具体化されることから、労働組合としても積極的な意見反映に取り組めます。

国有林野事業については、「行革推進法に基づく国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化への検討」の見直しを求めてきました。民主党を中心とする政権の方針の下で、「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」の純減目標数から「平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数を除く」との閣議決定がされるとともに、「森林・林業再生プラン」においても「組織・事業の全てを一般会計へ移行を検討」となっています。

一方で昨年10月の特別会計の事業仕分けにおいては、累積債務が問題とされ、「特別会計を一部廃止し、一般会計化する」「負債返済部分は区分経理して国民負担を増やさない」とのとりまとめ内容とされました。また、国の出先機関の見直しなどへの対策も必要になっています。

今後は、債務返済の検討や、組織・要員、労働条件、業務運営等一般会計化に向けた具体的な検討が進められることから、政府の政策決定などに対する取組みを進めていきます。

[印刷事業]

印刷事業は、国民生活の安心・安定のために欠かすことのできない貴重製品の製造を担い、確実な製造と供給を責務として今日までその責務を遂行してきています。

このことは、印刷事業は、一国の存立の根幹にかかわるもので、国の責任の下で実施すべき事業と組織でなければなりません。

しかしながら、市場原理万能主義的な行き過ぎた民営化路線は、国家が担うべき通貨事業にも及び、2003年4月に印刷局は国の組織から切り離した特定独立行政法人とされました。私たちは、この間、独法化の中で事業の安定・確実な製造体制の構築を求めてきましたが、人員削減・効率化・組織の見直し等が毎年のように実施され、不安定な状態の事業運営がされてきています。

こうした実態をふまえ、私たちは、「印刷局事業は国の組織・事業として位置付けられるべきである」として、国の組織・事業として実施させる闘いを、組織の最重要課題として取り組んできています。

こうした中で、昨年12月7日の閣議において、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が決定されました。その中で、印刷局事業は、現行事務・事業については、国の判断と責任の下で実施する方向性が明示されました。今後は閣議決定をふまえ、政府は第2段階の見直し(制度・組織)を、本年3月末を目途に進めていくこととしています。

従って私たちは、第2段階の見直しが行われる3月末を展望して、本課題に集中する体制を確立し、「印刷局事業を国の組織・事業として実施する闘い」に全力で取り組んでいくこととします。

また、2011春季生活闘争における賃金要求については、連合・公務労協・国営関係部会の方針を踏まえて要求を検討してきました。連合の2011春季生活闘争方針においても、賃金カーブ維持に全力を挙げ、所得と生活水準の低下に歯止めをかけるとしています。このような方針や民間組合の要求動向を踏まえ、公務労協及び国営関係部会の要求の考え方を総合的に勘案し、実質生活を維持し改善させる生活防衛に軸足を置いた要求としていきます。

なお、要求については、2月25日に開催する第119回中央委員会において決定していきます。

[造幣事業]

全造幣は、造幣事業を国の事業に戻すとともに、現行事業の一体承継を求め取組みを進めてきました。また、全印刷・全造幣労働組合協議会において、意思統一した方針に基づき、「通貨事業等を国の組織・事業として実施する」ことを関係各方面に強く主張してきました。

このような情勢の中、昨年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本法案」が閣議決定されました。この措置内容において、私たちが求めてきた現行事務・事業については、ほぼ国の判断と責任の下で実施する方向性となったことに対しては、一定の評価ができます。

しかしながら、改革の第二段階として同方針を踏まえた「独立行政法人の制度・組織の見直し」の検討が今後進められることから、造幣事業の目的・特性・財源等について、印刷・全造幣労働組合協議会において、意思統一した「三原則」を基本に運動を進めていくこととします。

このようなことから、私たちは引き続き労働条件の維持・向上、職場環境の改善などに全力をあげていくとともに、通貨製造等を担う企業として、国民生活と国民経済の安全・安心に寄与し、国民のための造幣事業の安定・発展と民主的事業運営に向けて、必要な対策を講じていくこととします。

[郵政事業]

郵政事業は、政治に翻弄され続けた結果、この10年間で3回もの経営形態の変更がなされました。そのような状況のなかで政権交代の実現により、改めて郵政改革が政府によって進められてきました。J P労組は、職場実態とお客さまの声を集約し、政府に対して「意見書」を提出し、雇用と労働条件を守る観点はもとより、郵政事業の利便性や公益性の確保、また社会的企業としての使命が果たせるよう経営基盤の安定化・盤石化に向け政治対応に全力を挙げてきました。

政府は、金融サービスもユニバーサルサービスとして国の責務に位置づけ、新日本郵政株式会社が実施すること、お客さまの利便性や三事業の一体性を確保するため、5社体制から3社体制に再編すること、会社の自主性の尊重と経営の安定性をはかるため、業務規制を従来の「認可制」から「届出制」へと緩和することなどを中心とした「郵政改革関連法案」を改めて閣議決定し、先の第176臨時国会へ提出しました。しかし、臨時国会においては審議すら行われず継続扱いとなり、未だもって「郵政改革関連法案」は

成立していません。

J P 労組は、次期通常国会における法案審議を視野に、国民のための郵政改革の実現と郵政グループの経営基盤の安定・強化に向け、さらには経営形態の「最後の見直し」となるよう、「郵政改革関連法案」の早期成立および関連政令事項等の早期改正をめざし、全力で取り組んでいくこととします。

V. 今後の組織運営などについて

1. 公務労協は、今後の組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題等及び第6回総会以降の検討において結論が得られた事項の実現に向け、①公務労協構成組織以外の公共サービス関係組合との交流・連携、②活動範囲の深化をはかるとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等、③未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、すべての都道府県における地方組織の結成、④「協議会から連合会への移行」について、今後の労働基本権の回復等に係る法制度措置への対応と具体化の動向や推移を踏まえ、協約締結権のもとでの交渉体制の整備の必要と、交渉機能・力量の強化という観点等から、移行に係る課題の整理等の検討を行うこととしています。
2. 国営関係部会の運営については、公務労協における議論の状況を踏まえつつ検討を進めて行くこととします。
なお、今年度の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部会運営要綱」に基づき進めます。
3. 各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、書記長会議、企画調整会議等を計画的に開催します。